

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、8月分以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。該当の方には8月上旬までに通知を発送します。提出がない場合、資格があっても手当を受給することができなくなりますので必ず提出してください。通知が届かない場合はご連絡ください。

また、所得超過等により支給停止となっている方でも、現況届を提出していただくことにより新たに該当する場合がありますので、必ず提出をお願いします。

●受付期間

児童扶養手当 8月3日(月)～8月31日(月)

特別児童扶養手当 8月12日(水)～9月11日(金)

必ず期間中に提出してください。

※令和2年1月1日現在で神川町に住民登録がなかった場合は、令和2年1月1日現在で住民登録していた市町村で「所得証明書」をお取りいただく必要がありますのでご注意ください。

●提出時にお持ちいただくもの

・印鑑(朱肉を必要とするもの)

・(特別)児童扶養手当証書

バイクや軽自動車等にかかる届出をお忘れなく

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町内の住所または定置場が登録されているバイクや軽自動車等には、「4月1日」時点の登録内容で軽自動車税が課されます。登録されている車両の登録内容の変更、抹消登録(廃車)等の手続きには、所定の届出が必要となります。

●車両の売買・譲渡などによって所有者が変わるとき

売買や譲渡などで所有者が変更となるときは名義変更の届出をしてください。他人名義の車両をそのまま使用することはトラブルの原因になります。

●住所や氏名が変更になったとき

車両所有者の住所や氏名などが変わったときは、変更の届出をしてください。この手続きを怠ると、使用上不都合が生じる場合があります。

●車両の使用をやめたとき

車両を処分したことなどにより所有しなくなったときは抹消登録(廃車)の届出をしてください。この手続きをしないと課税され続けることとなります。

※125cc超のバイクや軽四輪車はそれぞれ下記表中の取扱窓口でナンバー標識が交付されます。登録内容の変更や抹消登録も同じ窓口で行われるため、役場では手続きできませんのでご注意ください。

区分	取扱窓口	所在地	電話
・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車(農耕車等)	神川町役場 税務課	神川町大字植竹 909	0495-77-2116
	神泉総合支所 地域総務課	神川町大字下阿久 原 816-1	0274-52-3271
・軽二輪車 ・二輪小型自動車(125ccを超えるバイク)	関東運輸局埼玉運輸 支局熊谷自動車検査 登録事務所	熊谷市御稜威ヶ原 字下林 701-4	050-5540-2027
・三輪・四輪軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所	熊谷市新堀字北原 960-2	050-386-3112

軽自動車税の納め忘れはありませんか？

まだ納付がお済みでない方は、至急納付をお願いします。
紛失等により納付書をお持ちでない方は、再発行しますので税務課までご相談ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金について

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX 0495-77-2117

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援をするため、臨時特別給付金が支給されます。

給付には「基本給付」と「追加給付」があり、申請が必要となる場合があります。受給方法や申請期間などについては、詳細が決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。

①ひとり親世帯の方への給付(基本給付)

給付対象者	申請の要否	備考
(1)令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	不要	給付金を希望しない方は届出書の提出が必要 ※対象となる方には7月上旬に通知を送付しています。
(2)公的年金給付等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 ※今後1年間の収入見込み額が、児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る	必要	公的年金を受給していて児童扶養手当を申請したことがない方も対象
(3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている方	必要	児童扶養手当を申請したことがない方も対象

【支給額】

・1世帯 5万円 ・第2子以降1人につき 3万円

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付(追加給付)

【対象者】

上記給付対象者(1)(2)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方
※受給には申請が必要です。

【支給額】

・1世帯 5万円

制度全般に関する問合せ先として、厚生労働省がコールセンターを開設しています。

●「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

☎0120-400-903

(受付時間 平日午前9時～午後6時)

